

## 島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の改正概要

### 1 改正の背景

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の施行（平成18年12月）に伴い、対象施設の範囲及びその整備基準が、それまでのハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）及び交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）から拡充・変更された。 → 対象施設・整備基準の見直しが必要

### 2 改正内容

（1）対象施設の見直し → 別紙1のとおり

- ・バリアフリー法で新たに対象施設に追加された公共用歩廊、福祉タクシー等をひとまち規則にも追加する。

（2）整備基準の見直し → 別紙2のとおり

- ・国基準とひとまち規則の基準を比較し、高齢者・障がい者等の利用によりやさしい（整備基準がより厳しい）方に合わせることを基本とする。